

史料解説

本史料集（問屋御用留）は、茨城大学附属図書館に所蔵されている「水戸御用留」^①（全三十九冊）の一部（五冊分）を翻刻したものである。これまで翻刻・刊行してきた『水戸下市御用留』とは性格が異なり、水戸城下の問屋に関する御用留となっている。

この「水戸御用留」は、もともと水戸城下七軒町（現水戸市本町）佐藤家に伝存された史料である。

水戸城下は、大きく上町と下町とに分けられ、それぞれに武家屋敷と町人町から構成されている。七軒町は下町に属し、地理的には西に千波湖、南を備前堀が流れ、本一町目・鼠町に隣接している。

佐藤家については、詳細は今後の研究を待たねばならないが、一八世紀後半以降、五右衛門が藩より諸役を任命されていることは確かである。簡単に紹介すると、まず天明元（一七八一）年大吟味方御用達、寛政七（一七九五）年町名主、同九年清水道掛・三口金掛、文化三（一八〇六）年問屋役、文政六（一八二三）年町年寄見習、文政一三年町年寄等を歴任した。特に文化期は町名主・清水道掛・三口金掛・問屋の四役を兼職した。

したがって、この「問屋御用留」は、五右衛門が問屋を勤めていた頃の御用留（全五冊）であると推測できよう。しかし、個々の内容は、文化期に関する記事はなく、延宝八（一六七五）年五月～享和三（一八〇三）年閏正月となっており、五右衛門自身が問屋役を遂行する際の範例としてまとめたものと思われる^②。

水戸藩の問屋は、町奉行の任命により通常二名置かれ、月番制で業務を執行していた。問屋は自身の屋敷内かその近くに問屋場を設置し、宿駅の業務を統轄した。問屋の役料は、一人あたり一年に初十俵が支給され、町政については町年寄に準じる格式を付与された。したがって、問屋役の遂行は町名主から町年寄への出世コースの中間点でもある。前述のように、佐藤五右衛門に関しても問屋を兼職して後、町年寄を勤めるに至っている。

ところでこの御用留には、それぞれ「巷番」～「五番」の番号が付され、対象年代は、「巷番」||延宝八（一六七五）年五月～享保一五（一七三〇）年、「式番」||明和二（一七六五）年一月～同七年、「三番」||同年十一月～安永九（一七八〇）年、「四番」||安永一〇（一七八一）年正月～天明六（一七八六）年二月、「五番」||同年同月～享和三（一八〇三）年閏正月である^③。しか

も、各関連事項ごとに朱丸が付されていることから、範例集としての性格がうかがえるとともに、それが本史料の特徴にもなっている。

内容は逐一紹介しないが、特殊事例が、関連記事も含めてまとめて記載されている。以下、この御用留が成立した過程を検討してみる。

水戸藩の間屋は世襲ではなく、そのため問屋の交替の際に大量の文書引継ぎを行っている。その引継ぎ状況をまとめたのが、「表1」である。天和三（一六八三）年・安永三（一七七四）年・天明三（一七八三）年の計三件の引継目録が確認できる。新たに起る諸事件への対応を迫られた結果の顕れであろう。しかも現役の間屋のみならず、問屋退役者とも連繫を保ちながら対処している。

肝心の佐藤五右衛門への引継文書の全体像を確認できないのは残念だが、寛政一（一七九九）年の城下火災のため、天明八年（寛政五年）の御用留を焼失したことが読みとれ、そのため御用留「五番」の当該部分の記述が他にくらべ量的に薄くなっている。

以上をまとめると、本史料集でうかがえるのは、享和三年以前のしかも後世にとって模範となる御用留を抜き書きしたもので、平生の間屋業務の全体像は捉えきれないが、特殊事例の分析から水戸藩の間屋を位置づけるには好材料であろう。

註

(1) 実際、附属図書館に所蔵されている史料群名は、「水戸御用留」であり、これまで翻刻してきた『水戸下市御用留』（七冊分）も右に属している。今回翻刻刊行する「問屋御用留」は、本来『水戸御用留』―問屋御用留―として刊行すべきだが、「下市御用留」に關しても同様）、史料集としての体裁と混乱を避けるために、これまでの史料集名に倣い、△茨城大学附属図書館郷土史料双書一―Ⅷ〕『水戸下市御用留』Ⅷとして刊行する。

(2) 『水戸下市御用留』Ⅷ、一一〇―一二三頁。

(3) 各御用留の巻頭に、「問屋古代御達書并御用留之写」の文言が記されている。また各巻末には「佐藤五右衛門」の名も記されている。実際に五右衛門が問屋役を勤めた文化期以降の御用留に關しては、今のところ残存が確認されていない。

(4) 『水戸市史』中巻（一）（水戸市役所、一九六八年、五七〇―五七四頁）。以下、水戸藩問屋制に關する説明は同書に依っている。なお、問屋の格式に關する同書の説明は、本史料に基づいているが、補足すると、享保二〇（一七三五）年、それま

で「町人並」であったのを、町年寄に準じる格式を付与された（本史料集一〇二頁）。

(5) 巻頭に収録した御用留各巻表紙の写真でも確認できるように、各御用留の収録年代が、後世に訂正された形跡がうかがえる（特に「壹番」・「貳番」）。詳しく説明すると、もともと各表紙に記された年代は、「壹番」は「延宝八年庚申五月ヨリ明和二酉年迄」、「貳番」は「明和貳年酉正月ヨリ明和七年寅年迄」であり、訂正後、「壹番」は「延宝八年庚申五月ヨリ享保十五年迄」、「貳番」は「享保十五年庚戌四月ヨリ明和七寅年迄」と変更されている。

訂正の根拠は、各巻頭の最初に記された年代に依っている。右の「壹番」の最後の記事と「貳番」の冒頭の記事は、明和三（一七六六）年に死去した五代藩主宗翰の遺骸葬送に関する一連のものであり、分割できない内容である。しかも、藩主の遺骸葬送のための前例（四代藩主宗堯の葬送（享保一五年））参考の部分で分冊されているため、混乱を招く訂正を行ったのであろう。厳密には、訂正前の年代表記が正しいことを断っておく。なお、表紙に限らず本文中にも誤った訂正箇所が見られることも付しておく。

(6) 本史料集五三頁等。

(7) 本史料集二〇〇頁等。